

## 第 38 回 定年力検定

### 間違いの多かった問題の解説

#### 〈生活:問4〉 正解○

60 歳で定年退職しても、働く意思と能力があり、実際に仕事を探していれば、雇用保険の基本手当を受けられます。

ただし、休養して仕事を探していない間は受けられません。

#### 〈生活:問5〉 正解○

2026 年 6 月 17 日に改正民法が成立しました。3 類型を「補助」に一本化し、目的を達成すれば終了できる柔軟な制度になります。2000 年の制度開始以来 26 年ぶりの大改正で、施行は一部を除き公布から 2 年 6 か月以内となっています。

出典:法務省「法制審議会民法(成年後見等関係)部会」、福祉新聞ほか(2026 年 6 月 17 日成立)

#### 〈税金:問2〉 正解×

雇用保険の基本手当(失業等給付)や、給与所得者が受ける 1 ヶ月 15 万円以内の通勤手当は、所得税の非課税所得です。

#### 〈税金:問 18〉 正解②

2025 年度の改正により、給与所得控除の最低保障額が 65 万円、基礎控除が最大 95 万円となりました。そのため、給与収入のみの方の場合、年収 160 万円まで所得税がかからない形となりました。

適用時期は、2025 年分以後の所得税(2025 年 12 月の年末調整など)となっています。

また、2026 年度の税制改正により、さらにこの水準が引き上げられ(給与所得控除 74 万、基礎控除 104 万)、年収 178 万円までであれば、所得税はかかりません。

2026 年度の改正は、原則として 2026 年 12 月 1 日に施行され、2026 年分以後の所得税(2026 年 12 月の年末調整など)から適用されます。